

# 戦略的維持管理の推進

観測拠点施設は、関係機関が連携してレーダーやCCTVカメラ等を設置し海岸や船舶の監視を行ったり、気象や海象の観測を行っており、沖ノ鳥島を保全する上で必要不可欠な施設ですが、設置後約30年が経過しており、損傷が激しいことから更新を行いました。

今後は小島の護岸等の老朽化も懸念され、老朽化対策や更新にかかる費用等が膨大になることから、予防保全的な対策を平準化しつつ効果的・効率的な維持管理・更新の実施、トータルコストの縮減も図る等の戦略的な維持管理を推進していきます。



旧観測施設架台老朽化状況



CCTV制御不能

戦略的維持管理として、以下の対応を検討

- ・機器の計画的更新
- ・小島の予防保全的管理
- ・定常的な維持管理

## 調査

沖ノ鳥島では、島の保全対策や今後の利活用検討のため、基礎的な調査・観測が行われています。

また、沖ノ鳥島は我が国唯一の熱帯気候であるとともに、太平洋の孤島で、陸地の影響をほとんど受けないという特色を生かし、日本のみならず国際的にも意義のある防災・学術の観点から、関係機関の調査の場として様々な実験が実施されています。

京浜河川事務所では、沖ノ鳥島の気象・海象観測を実施し、データを公開しています。気象データはURLからご覧ください。( <http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00037.html> ) 海象データについては、京浜河川事務所海岸課にお問い合わせ願います。

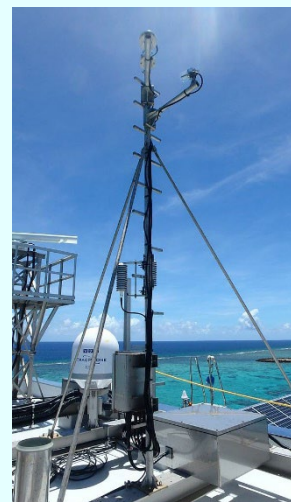
### 生物調査

サンゴや魚類などの生物調査



### 気象・海象観測

気温や風向・風速、水温、潮位、波高などの気象・海象観測



日本最南端の島

# 沖ノ鳥島の保全

## 直轄海岸管理

国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL. 03-5253-8471(直通)

<http://www.mlit.go.jp/>

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 河川部 河川管理課

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

TEL.048-600-1338(直通)

<http://www.ktr.mlit.go.jp/>

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 海岸課

〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1 TEL. 045-503-4012(直通)

<http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/>



# 国土交通省



# 沖ノ鳥島の直轄海岸管理

沖ノ鳥島は、北緯20度25分、東経136度04分に位置し、東京から約1,700km、小笠原諸島父島からでも約900km離れた我が国最南端の島です。

この島は、東西に約4.5km、南北に約1.7km、周囲11kmの卓礁で、我が国の国土面積(約38万km<sup>2</sup>)を上回る約40万km<sup>2</sup>の排他的経済水域を有する国土保全上極めて重要な島ですが、満潮時には北小島、東小島の2つの島が海面に残るのみとなってしまいました。

この2つの小島が侵食により、水没する恐れがあったため、昭和62年(1987)から護岸の設置等の保全工事を実施しました。

しかしながら、気象・海象条件が厳しく、現地調査時には東小島近傍で約200kgのコンクリート塊が発見され、風雨によりコンクリート破片が発生し、小島を破損する恐れがあることから、チタン製ワイヤーメッシュの防護工を設けるなどの保全対策を実施しました。

このような背景のもと、平成11年には国土保全上極めて重要である沖ノ鳥島の保全に万全を期するため、全額国費により国土交通省(当時建設省)が直接海岸の維持管理を行うことになりました。

平成22年には「低潮線保全法」が施行され、同法に基づき、沖ノ鳥島についても14箇所の「低潮線保全区域」が設定され、沖ノ鳥島の管理がますます重要となりました。

令和2年には、設置してから約30年が経過し、塩害による腐食や台風などによる破損により老朽化している観測拠点施設の更新を行いました。

## ■本土との位置関係



# これまでの沖ノ鳥島の保全

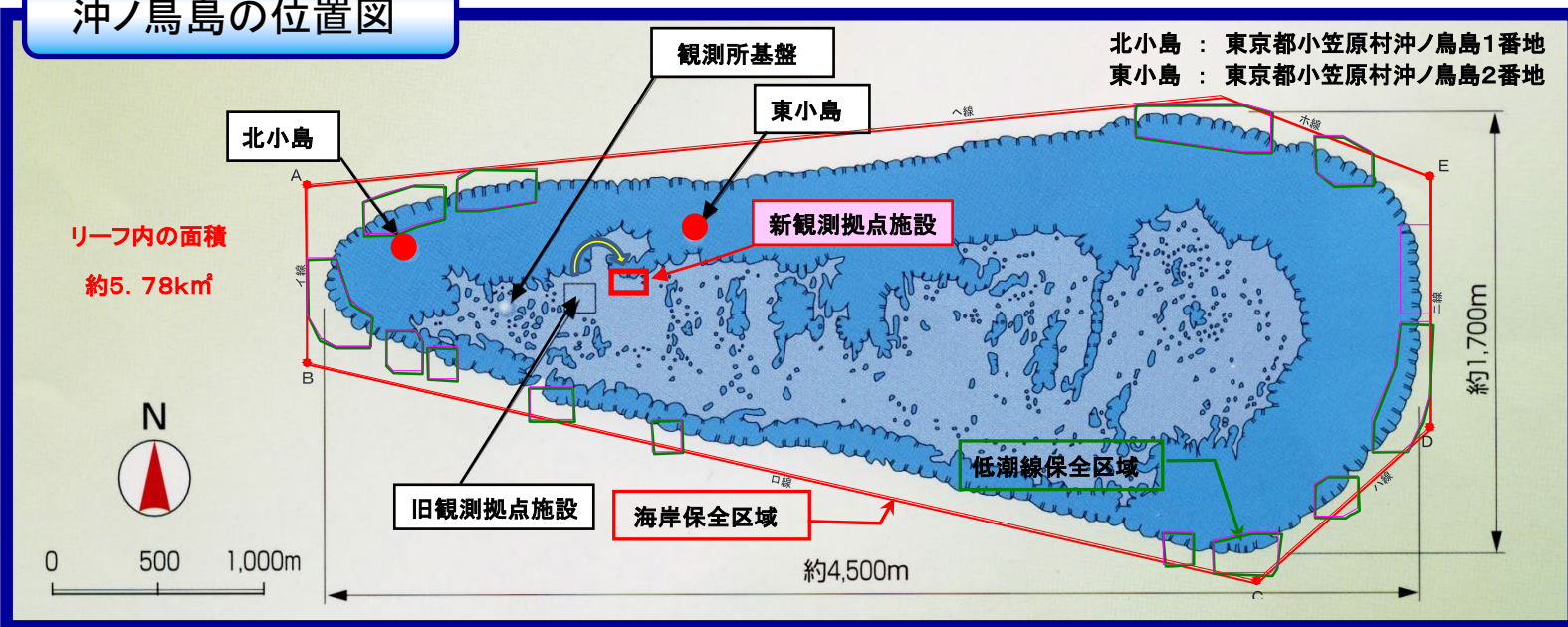
沖ノ鳥島は、当地が一年を通じて高温な熱帯気候であり、台風の通り道でもあるという厳しい自然条件から、国による直轄工事として、昭和62年より鉄製消波ブロックやコンクリート等により、保全工事を実施してきました。

## ■沖ノ鳥島の経緯

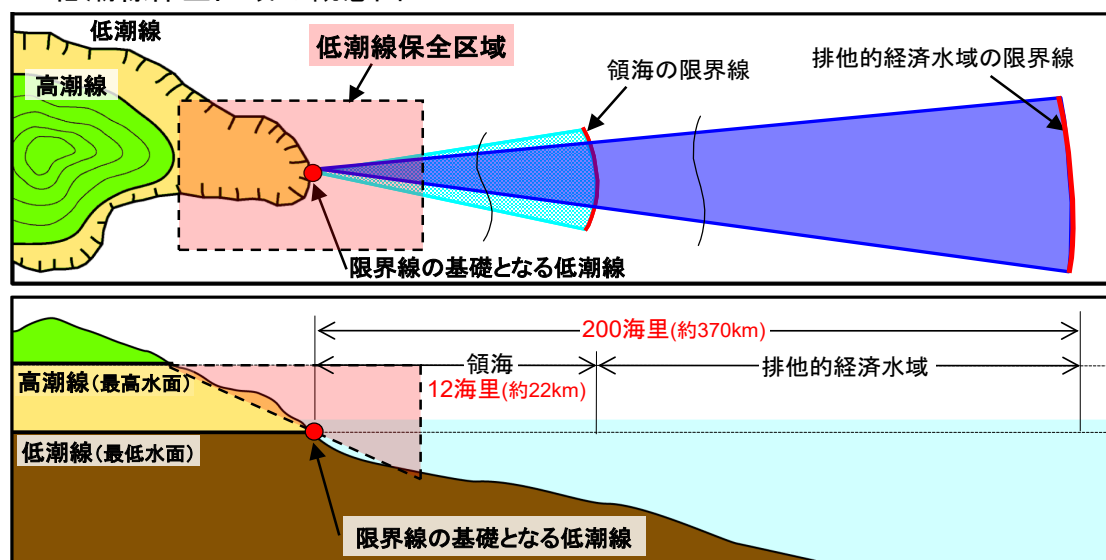
西暦	和暦	出来事
1543	天文12年	スペイン船サンファン号が発見(沖ノ鳥島かどうか、なお異論あり)
1931	昭和6年	「沖ノ鳥島」と命名し、東京都小笠原支庁に編入(内務省告示)
1939~1941	昭和14~16年	気象観測所並びに灯台建設工事 ※前後7回に分けて基台ブロック工事を行う
1952.4.28	昭和27年	米国の信託統治下におかれる
1956.5.12	昭和31年	海岸法施行
1968.6.26	昭和43年	小笠原の返還に伴い、沖ノ鳥島およびその領水が米国より日本に返還される
1977.7.1	昭和52年	領海法、漁業水域に関する暫定措置法施行 ※領海12海里、漁業水域200海里を有する
1982.12.10	昭和57年	国際海洋法会議において、海洋法条約成立 (200海里の排他的経済水域等を規定)
1983.2.7	昭和58年	国際海洋法条約に署名
1987.10.14	昭和62年	東京都により海岸保全区域に指定
1987.11.1	昭和62年	建設省による直轄工事の開始
1987~1993	昭和62~平成5年	護岸等の設置工事
1994.11.16	平成6年	国際海洋法条約発効
1996.6.14	平成8年	「領海及び接続水域に関する法律」の改正および「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」を公布
1999.5.28	平成11年	海岸法の一部改正公布
1999.6.23	平成11年	改正海岸法の施行令に基づく建設省による直轄管理区域に指定
1999.6.24	平成11年	全額国費による直轄管理の開始
1999	平成11年	東小島に飛来物対策として防護工を設置
2000.5.16	平成12年	海岸法第二条の二に基づき「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」を公表
2004	平成16年	観測拠点施設上にCCTVカメラを設置
2004.8	平成16年	東京都において、「伊豆・小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」を策定
2005	平成17年	観測拠点施設上に海象観測用レーダを設置
2007.3.16	平成19年	「沖ノ鳥島灯台」の運用開始
2007.7.20	平成19年	海洋基本法施行
2007	平成19年	北小島に飛来物対策として防護工を設置
2010.6.24	平成22年	排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線保全及び拠点施設の整備等に関する法律 ※「低潮線保全法」施行
2011.6.1	平成23年	低潮線保全区域の設定
2015.6	平成27年	「海岸管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針(全部改正)」(総合海洋政策本部決定) ※1
2016.3	平成28年	沖ノ鳥島の海岸保全区域内における制限行為【要許可行為】を海岸法第八条に基づき指定(関東地方整備局) ※2
2016.4	平成28年	「公共海岸としての水面の区域(公共海岸と一体として管理を行う必要がある水面の区域)」の指定(東京都) 沖ノ鳥島の低潮線保全区域内における制限行為【禁止行為】を指定(関東地方整備局) ※3
2019.7	令和元年	新観測拠点施設の運用開始

※1 沖ノ鳥島においては、海岸法に基づき人為的な損壊等を防止するための行為の規制等を講ずるとともに、海岸保全施設による侵食防止の措置等を推進することを明記  
 ※2 「要許可行為」として、「0.001メートルを超える深さの土地の掘削又は切土」、「船舶その他の乗物の係留若しくは停泊」等を指定  
 ※3 「禁止行為」として、「船舶の乗り入れ又は放置」、「土地(水面における土地を含む。)の表面のはく離」等を指定

## 沖ノ鳥島の位置図



## ■低潮線保全区域の概念図



### 【低潮線保全区域】

排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要がある区域。

